

介護保険について ～基礎編～

介護支援専門員部会

渥美頼子

これがないと始まらない ～介護保険法～

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

今回の説明の出典



どんなサービスがあるのか①

ケアプランを立てる

居宅介護支援 (介護予防支援)

居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランの作成などを行います。

利用者負担はありません

要介護
1～5

要支援
1・2

自宅でサービスを受ける

訪問介護 (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、食事・排せつなどの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。

身体介護

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣服の交換などのお手伝い
- 通院の付き添い など

生活援助

- 部屋の掃除や洗濯
- 食事の準備や調理
- 生活必需品の買い物 など



要介護
1～5

●費用のめやす
要介護1～5(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
身体介護中心 (20～30分未満)	285円	2,850円
生活援助中心 (20～45分未満)	209円	2,086円
通院などのための乗車・ 降車の介助(1回)	113円	1,128円

※早朝・夜間・深夜などは、割増料金があります。

サービス対象外

利用者以外のためのお手伝いはサービスの対象になりません。

- 本人以外のための掃除
- 庭の草むしり
- ペットの世話
- その他

訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)

浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴の介助を行います。要支援1・2の方は自宅に浴室がないなどの場合に限りです。

●費用のめやす
要介護1～5(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
1回につき	1,437円	14,364円



要介護
1～5

要支援
1・2

要支援1・2(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
1回につき	972円	9,712円

自宅でサービスを受ける

訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。



要介護
1～5

要支援
1・2

●費用のめやす
要介護1～5(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
1回につき	341円	3,407円

要支援1・2(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
1回につき	341円	3,407円

訪問看護 (介護予防訪問看護)

看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をします。



要介護
1～5

要支援
1・2

●費用のめやす
要介護1～5(1割負担の場合)(30分未満)

	利用者負担分	サービス費用
病院・診療所の場合	454円	4,537円
指定訪問看護 ステーションの場合	536円	5,358円

要支援1・2(1割負担の場合)(30分未満)

	利用者負担分	サービス費用
病院・診療所の場合	435円	4,343円
指定訪問看護 ステーションの場合	513円	5,130円

※早朝・夜間・深夜などは、割増料金がかかります。

居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



要介護
1～5

要支援
1・2

●費用のめやす
要介護1～5(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
医師による指導	298円	2,980円
歯科医師による指導	516円	5,160円

要支援1・2(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
医師による指導	298円	2,980円
歯科医師による指導	516円	5,160円

施設に通いサービスを受ける

通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、日曜りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。

追加サービスとして

●筋力向上 ●栄養改善 ●口腔機能の向上
を受けることもできます。(別料金となります)



●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(3～4時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	402円～ 638円	4,011円～ 6,376円

※費用は施設の種類によって異なります。※施設の利用料金は別途自己負担となります。

要介護1～5(1割負担の場合)(7～8時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	714円～ 1,245円	7,139円～ 12,447円

※費用は施設の種類によって異なります。※施設の利用料金は別途自己負担となります。

通所リハビリテーション(デイケア)

医療機関や介護老人保健施設・介護医療院に通い、日曜りでリハビリテーションを受けます。

追加サービスとして

●筋力向上 ●栄養改善 ●口腔機能の向上
を受けることもできます。(別料金となります)



●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(6～7時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	789円～ 1,422円	7,881円～ 14,219円

※費用は施設の種類によって異なります。※施設の利用料金は別途自己負担となります。

要支援1・2(1割負担の場合)(1か月に1回)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	2,279円	22,788円
要支援2	4,439円	44,388円

※費用は施設の種類によって異なります。※施設の利用料金は別途自己負担となります。

宿泊してサービスを受ける

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けます。



●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	662円～ 971円	6,615円～ 9,701円

※費用は施設の種類によって異なります。※食費・滞在費は別途自己負担となります。※通所した利用日数は30日までとなります。

要支援1・2(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	495円	4,950円
要支援2	616円	6,160円

※費用は施設の種類によって異なります。※食費・滞在費は別途自己負担となります。※通所した利用日数は30日までとなります。

短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理の下に介護、機能訓練などを受けます。



●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	902円～ 1,139円	9,014円～ 11,390円

※費用は施設の種類によって異なります。※食費・滞在費は別途自己負担となります。※通所した利用日数は30日までとなります。

要支援1・2(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	665円	6,649円
要支援2	838円	8,371円

※費用は施設の種類によって異なります。※食費・滞在費は別途自己負担となります。※通所した利用日数は30日までとなります。

有料老人ホームに入居しながらサービスを受ける

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練および療養上の世話を受けます。



●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	587円～ 880円	5,864円～ 8,796円

※食費・滞在費は別途自己負担となります。

要支援1・2(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	199円	1,983円
要支援2	339円	3,389円

※食費・滞在費は別途自己負担となります。

どんなサービスがあるのか②

要介護1~5の方 生活環境を整えるサービス 要支援1・2の方

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための、歩行器等定められた福祉用具を借りることができます。貸与の対象になる福祉用具の品目は、要支援・要介護区分によって異なります。(○は貸与可能)
レンタルの費用は事業者ごとに異なりますので借りる前によく検討してください。

福祉用具	要支援1・2	要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いすとその付属品			○	○
特設便所とその付属品			○	○
床ずれ予防用具			○	○
体位変換器			○	○
手すり(工事等ともなわないもの)	○	○	○	○
スロープ(工事等ともなわないもの)	○	○	○	○
歩行器	○	○	○	○
歩行補助杖	○	○	○	○
認知症高齢者徘徊感知器			○	○
移動用リフト(つり具を除く)			○	○
自動排せつ処理装置(尿及び便を自動的に吸引する機能のもの)				○
自動排せつ処理装置(尿のみ自動的に吸引する機能のもの)	○	○	○	○

- 身体状況によっては○以外の品目も貸与できる場合があります。詳しくはケアマネジャーにご確認ください。
- 事業所ごとに[福祉用具専門相談員]が配置されています。利用する前に必ずアドバイスを受けましょう。
- 福祉用具には、貸与価格の上限が設定されているものがあります。

福祉用具購入費の支給

排せつや入浴など貸与にならない定められた福祉用具の購入費の支給を受けることができます。申請額は10万円を上限とします(期間は4月から3月までの1年間)。そのうち1割~3割が利用者負担額となります。品目目は原則1回の支給です。上限額を超えた購入費は自己負担となります。

購入できる福祉用具の品目

- 便掛便 座便器(ポータブルトイレ)
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具
(入浴用イス、浴槽用手すり、浴室内イス、入浴桶、浴室内のこたて、浴室内のこたて)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分



！福祉用具を購入する前に十分注意してください！

- 指定登録店で購入した場合のみ支給対象になります。
- 福祉用具貸与の対象品になっているものは購入できません。
- 病院、施設等に入院、入所中に購入したものは対象になりません。



住宅改修費の支給

家庭での手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給します。申請額は20万円を上限とします。そのうち1割~3割が利用者負担額となります。改修時に住んでいる住民登録地の住居が対象となります。申請は必ず工事の前に行ってください。

住宅改修の項目

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 床または通路面の材料の変更
- 扉の取替え
- 和式から洋式への便器の取替え



！住宅改修をする前に十分注意してください！

- 改修費は新築や改築の場合は支給されません。
- 同一住居に複数の該当者がいる場合は、専用居室ごとに申請できますが、共有部分については、どちらか一方が申請することになります。
- 改修の見積もりは複数の工事業者からとるようにしましょう。
- 改修部分について保険の適用になるかどうか疑問がある場合はご相談ください。
- 病院、施設等に入院、入所中は給付ができない場合があります。

住宅改修手続きの流れ

申請に必要な書類

- ・ [住宅改修費支給申請書]
- ・ [住宅改修が必要な理由書] ※ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が作成します。
- ・ 住宅改修後の完成予定の状況がわかるもの (日付入りの工事箇所ごとの写真及び簡単な図面を用いたもの)
- ・ [工事見積書] 介護保険の対象となる工事の種類を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してあるもの
- ・ [住宅の所有者の承諾書] ★改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合に必要です。

上記の書類等を介護・高齢者支援課介護給付係に提出し、審査確認を受けます。

確認には1週間程度かかります。確認された場合には「確認通知書」を交付します。確認後、工事を行ってください。



工事終了後、次の書類を提出してください。

- ・ [確認通知書]
- ・ [工事代金領収書]
- ・ [工事内訳書]
- ・ 工事箇所ごとの改修後の日付入りの写真
- ・ 中野区様式の「請求・領収書」

どんなサービスがあるのか③

要介護1～5の方
要支援1・2の方

地域密着型サービス

中野区内の事業所の利用は、中野区民が対象です。

地域密着型サービス

地域密着型通所介護

小規模の通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。



要介護
1～5

●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(3～4時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	453円～ 721円	4,523円～ 7,204円

※食費は別途自己負担となります。※施設の利用料は含まれます。

要介護1～5(1割負担の場合)(7～8時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	818円～ 1,426円	8,175円～ 14,257円

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などの介護や機能訓練を受けます。



要介護
1～5

要支援
1・2

●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(5～6時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	951円～ 1,358円	9,501円～ 13,575円

※食費は別途自己負担となります。※施設の利用料は含まれます。

要支援1・2(1割負担の場合)(5～6時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	822円	8,214円
要支援2	917円	9,168円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。



要介護
1～5

要支援
2

●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	833円～ 936円	8,327円～ 9,352円

※食費は別途自己負担となります。※要介護1の方は利用できません。

要支援2(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援2	829円	8,284円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを受けます。



要介護
1～5

●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
介護のみの場合	6,495円～29,445円	64,945円～294,450円
介護と看護利用の場合	9,476円～33,746円	94,756円～337,451円

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を受けます。



要介護
1～5

要支援
1・2

●費用のめやす

要介護1～5(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	11,570円～ 30,100円	115,695円～ 300,998円

※施設の利用料は含まれます。※食費は別途自己負担となります。

要支援1・2(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	3,817円	38,161円
要支援2	7,713円	77,122円

たくさんあるサービスをアセスメントに基づいて、本人のプランとして組み合わせます

★介護度によって利用や、料金が違います！

どんなサービスがあるのか④

中野区独自のもの もあります

■短期入所(ショートステイ)に伴う送迎費用の支給

■訪問理美容サービス

■寝具乾燥サービス

■おむつサービス

介護保険に関係なく利用できます

- 窓口はそれぞれ違います。

サービスの種類		
家事援助・介護 ほほえみサービス (会員制有償在宅福祉 サービス)	高齢者緊急一時宿泊 事業	成年後見制度の 利用相談
自立支援 住宅改修等 給付事業	家族介護教室	地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援 事業)
おむつサービス	徘徊高齢者 探索サービス	苦情相談
三療サービス (鍼、灸、マッサージ)	緊急通報システム	あんしんサポート 事業
いきいき入浴・ はつらつ事業 (公衆浴場開放)	救急医療情報キット (緊急連絡カード)	民間福祉サービス 紛争調停
認知症高齢者等 個人賠償責任保険		

利用するには...ケアプラン！

第1表		居宅サービス計画書（1）	
		初回・紹介・継続	認定済・申請中
利用者名 宮城 花子 殿 生年月日 昭和 5年 2月20日 住所 宮城県宮城郡宮城町中央1-1			
居宅サービス計画作成者氏名 仙 台 太 郎			
居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地 仙台居宅介護支援センター 宮城県宮城郡宮城町西2丁目2-2			
居宅サービス計画作成（変更）日 平成28年3月20日 初回居宅サービス計画作成日 平成28年 3月20日			
認定日 平成28年3月1日 認定の有効期間 28年 3月 1日 ～29年 2月28日			
要介護状態区分		要支援 ・ 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5	
利用者及び家族 の生活に対する 意 向	(本人) ・少しでも歩けるようになりたい。 ・元気でいたい。 ・痛みがとれるといい。		
	・お風呂に入りたい。 ・誰かと話がしたい。		
	(家族) ・自分で行けることは自分でやってほしい。元気でいてほしい。(松男さん)		
	・歩く練習をお願いしたい。 ・車の乗り降りの介助をしてほしい。(松男さん)		
介護認定審査会の 意見及びサービスの 種類の指定		なし	
総合的な援助の 方 針	・症状の変化に気をつけ必要時に主治医に報告します。 ・身体を動かす機会を持ち歩行状態が回復できるように支援します。		
	・お風呂に入れるように支援します。 ・車の乗り降りができるように支援します。 ・転倒なく乗り移りができるように支援します。 ・介助や福祉用具活用により移動できるように支援します。 ・人と関わる機会を持てるように支援します。		
	・保清と保湿により痒みが軽減できるように支援します。		
	【緊急連絡先】 自宅 000-0000 竹子さん勤務先 111-1111 体の具合が悪くなった時 ○△医院 333-3333		
家事援助中心型の 算 定 理 由		1.一人暮らし 2.家族等が障害、疾病等 3.その他 ()	

第2表		居宅サービス計画書（2）		平成 28年 3月20日	
利用者名 宮城 花子 殿		目 標		援助内容	
生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	長期目標 (期間)	短期目標 (期間)	サービス内容 ※1	サービス種別 ※2	頻度 期間
痛みなど身体症状の観察が必要です	症状の観察をしてもらえる。 3/20～29/ 2/28	症状の変化に対応してもらえる 3/20～6/30	・症状観察及び変化時の対応 ○	通所リハ 短期生活介護	若林デｲｲﾌﾞ 青葉老人ﾎｰﾑ 2/週 随時 3/20～6/30
少しでも歩けるようになりたい	茶の間まで歩くことができる 3/20～29/ 2/28	介助で5m歩くことができる 3/20～6/30	・下肢の筋力をつけるためのリハビリテーション ○	通所リハ	若林デｲｲﾌﾞ 2/週 3/20～6/30
お風呂に入りたい	お風呂に入れる 3/20～29/ 2/28	お風呂に入れる 3/20～6/30	・入浴、洗身介助 ○	通所リハ 短期生活介護	若林デｲｲﾌﾞ 青葉老人ﾎｰﾑ 2/週 随時 3/20～6/30
車の乗り移りを手伝ってほしい	車の乗り降りができる 3/20～29/ 2/28	車の乗り降りができる 3/20～6/30	・車の乗り降りの介助 ○	訪問介護 (介護ｸﾗｰﾝ)	太白ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ 1/月 3/20～6/30
転倒防止が必要です	転倒防止ができる 3/20～29/ 2/28	転倒なく乗り移りができる 3/20～6/30	・移動用バーのレンタル ○	福祉用具貸与	みやぎの社 3/20～6/30
移動介助が必要です	移動できる 3/20～29/ 2/28	移動できる 3/20～6/30	・移動介助 ○	通所リハ 短期生活介護	若林デｲｲﾌﾞ 青葉老人ﾎｰﾑ 2/週 随時 3/20～6/30
			・車いす、スロープ レンタル (屋内外) ○	福祉用具貸与	みやぎの社 3/20～6/30
誰かと話がしたい	楽しく過ごすことができる 3/20～29/ 2/28	いろんな人と話ができる 3/20～6/30	・交流支援 ○	通所リハ 短期生活介護	若林デｲｲﾌﾞ 青葉老人ﾎｰﾑ 2/週 随時 3/20～6/30
痒みがとれてほしい	痒みが良くなる 3/20～29/ 2/28	痒みが少しでも和らぐ 3/20～6/30	・保清、保湿 ○	通所リハ 短期生活介護	若林デｲｲﾌﾞ 青葉老人ﾎｰﾑ 2/週 随時 3/20～6/30

利用するには要件の確認が必要。 例えば訪問介護

- 身体に触れて介助する身体介護と家事等の身体に触れない援助の生活介護を組み合わせるため、何を行うか事前に決めないといけない。
- 基本的には見守りだけのサービスの利用は難しい。
- 基本的に生活を楽しむ外出、散歩や外食のような外出はできない
- 基本的に時間に制約があり、1回1時間程度の利用で考える

パンフレットもあります

訪問介護員(ホームヘルパー)は 介護の専門職です!

介護保険 訪問介護(ホームヘルプ)サービスの
「対象になるもの」「対象にならないもの」



○ 介護保険のサービス対象になるもの

※下イラストは例示です

身体介護

食事や入浴、排泄などの利用者の身体に直接触れる介護サービス。



どんな場合、身体介護が利用できるの?

身体介護はご本人が食事・入浴などの生活動作が出来ず、介助を必要とする場合にケアマネジャーの作成する居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられれば、性別や年齢の状況に関わらず、利用できます。

生活援助

利用者本人が主に利用する居室の清掃・本人の衣類の洗濯・本人の
ための調理などの日常生活の援助。



どんな場合、生活援助が利用できるの?

利用者が一人暮らしの場合で身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する家族等が障害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家族などによる家事が困難な場合にケアマネジャーの作成する居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられれば、利用できます。

× 介護保険のサービス対象にならないもの

※下イラストは例示です

・利用者本人以外のための行為 ・ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為
・日常的に行われる家事の範囲を超える行為 は対象になりません。



介護保険の訪問介護(ホームヘルプ)サービスでは、家事のすべてをカバーすることはできません。
介護保険の支給の対象にならないものを頼みたい場合は、まずは担当ケアマネジャーに相談し、飲食サービスの利用、ボランティアや地域の人の助けを借りることができないかなど相談しましょう。自費のサービス事業者を活用したり、シルバー人材センター(03-3366-7971)、有償ボランティア(03-5860-0753)に相談しましょう。

① 利用者以外のための援助

例えば、同居する家族の食事の用意や洗濯など、利用者本人以外(家族、親戚、友人など)のための家事は介護保険のサービス対象になりません。

② 利用者が居宅にいない時の援助

例えば、病院へ通院介護し、診察が終わるまでにホームヘルパーのスタッフが利用者宅にきて、掃除・洗濯などの家事をすることなどは、介護保険のサービス対象になりません。

③ 医療行為

ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。担当ケアマネジャーに相談し、訪問看護サービスなどを利用しましょう。

例えば 育ううの処置・経管栄養・インシュリン注射
床ずれの処置など

④ 金銭・貴重品の取り扱い

預貯金の引き出しなど、金銭や貴重品の取り扱いをホームヘルパーに頼むことはトラスや信託に任りますので、できません。

本人の判断能力が低下し、預貯金の引き出しや支払いに困った場合は、中野区社会福祉協議会が実施する事業や制度がありますので、まずはご相談ください。

日常生活管理に不安のある方の相談は・・・
■地域福祉権利擁護事業(アシストなかな)
TEL 03-5380-6444

判断能力が低下した方の財産管理の相談は・・・
■成年後見制度(中野区成年後見支援センター)
TEL 03-5300-0134

★生活必需品の買い物に使用するのに必要な金銭を一時的にホームヘルパーに貸す場合には、金銭管理台帳やノートに記入してもらい、レシート、領収書をお返しするなどの、トラブルにならないようにしましょう。

最後に

介護保険は制度の内容も細かく、さらに変更も多いためケアマネも苦慮しています。利用にあたり制約もありますので、ぜひ地域包括支援センターや私たち居宅支援事業所のケアマネに声をかけていただければと思います。